

一、はじめに

本論文は、鎌倉時代を代表する仏教者のひとり、日蓮聖人（一二二二～一二八二）の著述・書簡等の文書（以下、日蓮遺文あるいは単に遺文と呼ぶ）をもとに、釈尊の本生に関する記述を整理し、考察を加えるものである。

標題でいう「釈尊」とは、爾前経ならびに法華経迹門に示される始成正覺の仏陀¹⁾たる釈迦牟尼世尊をさすものと定義する。よって、本論は、久遠本仏の本因について論じるものではないことを付記しておく。また、標題の「本生譚」とは、九部経・十二部経の²⁾一で、闍多迦のことを言い、仏の前世での行状を説くものにして、本生・本起・本生談・本生経・前生譚ともいう。

日蓮遺文における釈尊本生譚の位置づけは、他の多くの譬喩・説話・故事などの引用と同様、これを分析することにより、個々の門弟（弟子・檀越）に応じた日蓮聖人の教化の具体的手法を知る手掛かりとなることは言うまでもない。また、場合によっては日蓮聖人の教義や理念あるいは思想構造の一端を補うこともありうる。更に、その典拠をつまびらかに検討することで、日蓮聖人が披閲したであろう文献の範囲を特定してゆくことも可能となるのである。

また、本稿における考察は、日蓮聖人の釈尊観をめぐる研究とも関連する問題をはらんでいる。これに関して、かつて譬喩的表現の分析を視座とした日蓮聖人の釈尊観の考察を若干おこなったことがあるが、この度の論文では視座を変えて、釈尊の本生譚に焦点を絞り、釈尊の因行を日蓮聖人がいかに認識し、解釈したかを探ることによって、日蓮聖人の釈尊観を研究するための資助としたい。

なお、本稿において引用した日蓮遺文は、日蓮自筆文書のうち真筆が完存またはほぼ完全に現存している真蹟現存遺文、真蹟がかつて実在したことが確認されているもののその後焼失または損失し現在は写本遺文等によって復元されている真蹟曾存遺文、真蹟の一部が確認されるのみで全体像が後世の写本遺文等によってのみ復元されている真蹟断片現存遺文に限定した。論文の性格上、教説意図の明確ではない真蹟現存図録（一部例外を除く）、写本遺文等によっても全体像が復元できず更に前後の文章が欠損しているため全体の文意が明白ではない真蹟断簡現存遺文、その他、経論釈疏等抄出の要文類・書入本および直筆写本類は、考察の対象外とした。なお、典拠として示した日蓮遺文の頁数は、立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』（身延山久遠寺、二〇〇〇年）によった。

二、日蓮遺文所引の釈尊本生譚

まず、日蓮遺文にみえる釈尊本生譚に関して、因位の具名をもとに整理すると、以下（一）～（一八）の一八種類の本生譚が引かれることがわかる。なお、このうち（一八）については因位の名がつまびらかではない。次に、各々の本生譚ごとに、具体的な遺文中の表記をみてゆくこととする。なお、各遺文名に付した（一）内の算用数字は、本稿における便宜上の遺文の通し番号とする。

（一）愛法梵士

釈尊が過去世において法を求め、菩薩行を修していた時の名。一二年間、閻浮提を周遍して法を求めていた愛法梵士は、一人の婆羅門に出逢い、皮を剥いで紙とし、骨を筆とし、血をもつて書せば、一句を説かんと言われたので、直ちに骨を破り、皮を剥ぎ、血をもつて書写し、「如法^ハ応^ニ修行^ス 非法^ハ不^レ応^ラ行^ズ 今世若^{シハ}後世 行^{ズル}法^ラ者^ハ安穩^{ナリ}」の二〇字をえることができたという。『大智度論』卷一六（『正蔵』二五卷一七八頁c）にみえる。日蓮遺文では、(1)の『日妙聖人御書』のみにみえるが、但し、遺文中には「愛法梵士」の固有名詞はなし。(1)(7)の説示は、『大智度論』卷四九所説の樂法梵士の故事と、同卷一六所説の愛法梵士の故事とが融合したもので、これは『止観輔行伝弘決』卷八（『正蔵』四六卷四一〇頁b）の説示に基づいたものと推察される。『日妙聖人御書』では、幼い乙御前を連れて鎌倉より佐渡の日蓮聖人のもとを訪れた日妙尼に対して、その行為は、樂法梵士・釈迦菩薩（二種）・雪山童子・葉王菩薩・常不輕菩薩・須頭檀王の七聖の求法、および薩■王子・尸毘王・須陀摩王・忍辱仙人・能施太子・尚梨梨仙人等に代表される先聖の因行にも匹敵すると賞賛し、日妙尼の成仏の疑いなきことを説く。(1)『日妙聖人御書』（六四一〜六四二頁）↓(7)を参照

(二) 有徳王

釈尊本生のひとつ。過去無量劫の昔、正法を弘通する覺徳比丘を護つて殉教した王。正法を護持することで無量の果報を得られることを説く。『大般涅槃經』卷三（『正蔵』一二卷三八四頁a）にみえる。なお、これに関連して、『大般涅槃經』では次下に執持刀杖論が説かれるが、これは執持刀杖即持戒の例証として有徳王の本生譚が引かれたものと考えられる。遺文中では、以下の(2)〜(5)の四点の引用がみえ、いずれもが、正法護持・謗法禁断の論拠として引かれ、特に有徳王の故事に基づいて正法護持のための国家の介入の必要性が説かれる。このうち、(4)のみ「有得」と表記される。

(2) 『守護国家論』（一二五頁）

時^ニ有^リ國王^一、名^ヲ曰^フ有徳^ト。乃至^為護^ラ法^ヲ故^ニ、乃至^与是^破戒^ノ諸^ノ惡^比丘^一極^メテ共^ニ戰鬪^ス。乃至^王於^テ是^時得^レ聞^クコトヲ法^ヲ已^テ心^大歡喜^シ、尋^テ即命終^{シテ}生^ズ阿腴^仏ノ國^ニ。

(3) 『立正安国論』（二二二、一四七〇頁）

爾時^ニ多^ク有^リ破戒^ノ比丘^一。聞^キ作^シ是^説皆^生惡^心ヲ、執^シ持^{シテ}刀杖^ヲ逼^ム是^法師^ヲ。是^時ノ諸^ノ惡^比丘^一極^メテ共^ニ戰鬪^ス。爾時^ニ説法者^得レ免^ルコトヲ厄害^ヲ。王^於爾時^ニ身^ニ被^リ刀劍箭^ヲ、体^ニ無^キ完^処如^キ芥子^一許^上。爾時^ニ覺徳尋^テ讚^メテ王^ヲ言^ク、善哉善哉。王^今真^ニ是^護正^法者^{ナリ}。当^来之^世此^身当^レ為^ル無^量ノ法器^ト。王^於是^時得^レ聞^クコトヲ法^ヲ已^テ心^大歡喜^シ、尋^テ即命終^{シテ}生^ズ阿腴^仏ノ國^ニ。而^モ為^ル彼^仏ノ作^ル第一^ノ弟子^ト。（中略）覺徳比丘却^テ後^後寿終^{リテ}、亦^得レ往^ニ生^{スル}コト阿腴^仏ノ國^ニ。而^モ為^ル彼^仏ノ作^ル第二^ノ弟子^ト。若^ク有^リ正^法欲^ス盡^ス時[、]應^ニ當^ニ如^レ是^受持^シ擁護^ス。迦葉、爾時^ノ王^者則^シ我^身是^説法^ノ比丘^ハ迦葉^仏是^{ナリ}。

(4) 『金吾殿御返事』（四五九頁）

すでに年五十に及ぶ。余命いくばくならず。いたづらに広野にすてん身を、同くは一乘法華のかたにながて、雪山童子・葉王菩薩の跡をおひ、仙豫・有得の名を後代に留めて、法華涅槃經に説^キ入^ラれまいらせんと願^フところ也。

(5) 『滝泉寺申状』(一六八二頁)

歡喜仏ノ末、諸小乗権大乘ノ者、殺害セシトス法華經ノ行者覺徳比丘ヲ。有徳国王、諸小権法師等ヲ或ハ射殺シ、或ハ切殺シ、或ハ打殺シ、為ニ迦葉仏等ト。

(三) 樂法梵士

釈尊が過去世において法を樂い求め、菩薩行を修していた時の名。樂法梵士が四方に法を求めて菩薩行を修していた時、婆羅門に身を変じた悪魔が、身の皮を紙とし、骨をもつて筆とし、血をもつて墨として書写するならば、仏の一偈を教えよう言つたため、樂法梵士は即時に自らの皮を剥ぎ、これに偈を書写しようとした。すると、悪魔は忽ちに消え、樂法梵士の求法を知つた仏が下方から現れて、深法を説き、これを聞いた樂法梵士は、無生法忍(諸法の不生不滅を悟る不退位)を得ることができたという。『大智度論』卷四九(『正藏』二五卷四一二頁a)にみえる。遺文中では、(6)〜(9)はいずれも、先聖の行法・求法と末代の行法・求法の比較について説き示したもので、(6)・(7)は日蓮聖人の成仏觀とも関わる内容にもなっている。

(6) 『開目抄』(六〇九頁)

釈迦菩薩は肉をうる。樂法は骨を筆とす。天台ノ云ク、適レテ時ニ而已等云云。仏法は時によるべし。日蓮が流罪ハ今生ノ小苦なればなげかしからず。後生には大樂をうくべければ大に悦ばし。

(7) 『日妙聖人御書』(六四一〜六四二頁)

過去に樂法梵志と申ス者ありき。十二年の間、多の国をめぐりて如来の教法を求む。時に総て仏法僧の三宝一もなし。此ノ梵志の意は渴して水をもとめ、飢へて食をもとむるがごとく、仏法を尋ね給ヒキ。時に婆羅門あり、求メテ云ク、我れ聖教を一偈持てり。若シ実ニ仏法を願はば当にあたふべし。梵志答テ云クしかなり。婆羅門の云ク、実に志あらば皮をはいで紙とし、骨をくだいて筆とし、髓をくだいて墨とし、血をいだして水として書カン、と云はゞ仏の偈を説カン。時に此梵志悦ヒをなして彼が申スごとくして、皮をはいでほして紙とし、乃至一言をもたがへず。時に婆羅門忽然として失ぬ。此の梵志天にあふぎ、地にふす。仏陀此を感じて下方より涌出て説テ云ク、如法ハ心ニ修行ニ非法ハ不レ応レテ行ズ。今世若シハ後世ノ行レズル法者ハ安穩ナリ等云云。此梵志須臾に仏になる。此は二十字なり。

(8) 『種種御振舞御書』(九六〇頁)

雪山童子は半偈のために身をなげ、常啼菩薩は身をうり、善財童子は火に入り、樂法梵士は皮をはぐ、藥王菩薩は臂をやく、不輕菩薩は杖木をかうむり、師子尊者は頭をはねられ、提婆菩薩は外道にころさる。此等はいかなりける時ぞやと勘うれば、天台大師は適レテ時ニ而已とかかれ、章安大師は取捨得レテ宜ラ不レ可ニ一向ニスとしるさる。法華經は一法なれども機にしたがひ時によりて其行方差なるべし。

(9) 『忘持經事』(一一五〇頁)

夫レ常啼菩薩ハ向レテ東ニ求メ般若ヲ、善財童子ハ向レテ南ニ得ニ花嚴ヲ。雪山ノ小兒ハ半偈ニ投レテ身ヲ、樂法梵志ハ一偈ニ剥レテ皮ヲ。此等ハ皆上聖大人也。檢ニルニ其迹ニ居ニシ地住ニ、尋ニスレバ其本ヲ等妙ナル耳。

(四) 薩券王子(摩訶薩券王子)

積尊が過去世(因位)において菩薩行を修していた時の名。摩訶羅陀大王の第三子で、正しくは摩訶薩券王子という。王子があるとき摩訶波那羅・摩訶提婆というふたりの兄とともに竹林で遊んでいた時、七匹の子を産んで飢えた虎を見つけ、これを慫んだ王子は自分の身を虎に与えて助けたという。この時の王子が今の積尊であり、摩訶波那羅は弥勒菩薩、摩訶提婆は提婆達多であるという。投身飼虎・投身餓虎の本生などと呼ぶ。『菩薩本生鬘論』巻一(『正藏』三卷三三二頁c)、『金光明經』巻四(『正藏』一六卷三五四頁a)、『賢愚經』巻一(『正藏』四卷三五二頁b)などにみえる。遺文中の引用は、(10)～(13)の事例のいずれもが積尊の因行果徳の説示を通じて、成仏論を展開するものである。

(10) 『日妙聖人御書』(六四四頁)

此妙の珠は昔積迦如来の檀波羅蜜と申して、身をうえたる虎にかひ(飼)し功德、鳩にかひ(買)し功德、尸羅波羅蜜と申て須陀摩王としてそらごとせざりし功德等、忍辱仙人として歌梨王に身をまかせし功德、能施太子・尚闍梨仙人等の六度の功德を妙の一字にをさめ給して、末代悪世の我等衆生に一善も修せざれども六度万行を満足する功德をあたへ給フ。

(11) 『如来滅後五百歳始観心本尊抄』(七〇七頁)

以テ迹門爾前之意ヲ論ズレバ之ヲ、教主積尊ハ始成正覺ノ仏也。尋ニ求レバ過去ノ因行ヲ者、或ハ能施太子、或ハ儒童菩薩、或ハ尸毘王、或ハ薩券王子。或ハ三祇百劫、或ハ動喻塵劫、或ハ無量阿僧祇劫、或ハ初發心時、或ハ三千塵点等之間供ニ養シ七万五千・六千・七千等之仏ヲ、積劫ヲ行滿シテ今成ニリタマフ教主積尊ト。

(12) 『撰時抄』(一〇二九頁)

身を苦めてなにかせん。心に染そみてようなし。幸さい我等末法に生れて、一步をあゆまずして三祇をこえ、頭を虎にかわ(飼)ずして無見頂相をえん。

(13) 『千日尼御前返事』(一五四六頁)

釈迦如来は我レ薩券王子たりし時、うへたる虎に身をかい(飼)し功德、尸毘王とありし時、鳩のために身をかへし功德をば、我ガ末の代かくのごとく法華経を信ぜん人にゆづらむとこそ、多宝・十方の仏の御前にては申サせ給ヒしか。

(五) 尸毘王

積尊が過去世において菩薩として六波羅蜜を修していた時の名。毘首竭摩を通じて、菩薩行を修している尸毘王のことを聞いた帝釈天が、王を試そうとして鷹に身を変え、毘首竭摩を鳩に変じて、鷹は鳩を追い、鳩は逃げて尸毘王の腋の下へ隠れた。鳩の肉を要求した鷹に対して、王は鳩を助けるために自らの体の一部を提供し、これに不服を申し立てた鷹に対して、最後には身体すべてを提供した。時に鷹は帝釈天の姿を現して王を讚嘆した。この王が、後の積尊であった。『菩薩本生鬘論』巻一(『正藏』三卷三三三頁b)などにみえる。遺文中の引用は、(14) (15) (17) は成仏論の説示、(16) の説示は行者主守護の説示における用例である。

(14) 『日妙聖人御書』(六四四頁) ↓ (10) 参照

(15) 『如来滅後五百歳始観心本尊抄』(七〇七頁) ↓ (11) 参照

(16) 『兄弟鈔』(九二五頁)

此度こそまことの御信用はあらわれて、法華經の十羅刹も守護させ給^レべきにて候らめ。雪山童子の前に現ぜし羅刹は帝釈なり。尸毘王のとは毘沙門天ぞかし。十羅刹心み給^レがために、父母の身に入^レせ給^レてせめ給^レこともやあるらん。

(17) 『千日尼御前御返事』(一五四六頁) ↓ (13) 参照

(六) 須陀摩王

普明王とも。六波羅蜜のうち戒波羅蜜を修して、一生の間、妄語をしなかった王の名。ある時、園に入つて遊戯していた王は、鹿足王(班足王・劫磨沙波陀)に捕らわれ、他の九九九人の王とともに首を斬られようとした。この時、須陀摩王がことのほか悲泣するので、鹿足王が理由を問うと、王は、今朝ひとりの沙門に供養の約束をしたが、このような事態のためその約束が果たせず、不妄語の行も、施願も成就することができないのを嘆いているという。鹿足王はこの話に感銘し、七日間斬首を延期し、王の帰城を許した。王は、七日の間、国中の沙門を集めて宝蔵を開き大修行を行い、王位を太子に譲つた後、約束通り鹿足王のもとに赴いたが、鹿足王は王の正直さに感化され、邪見を改めて須陀摩王のみならず九九九人の王を解放した。『仁王般若波羅蜜多經』卷下(『正蔵』八卷八四〇頁b)、『大智度論』卷四(『正蔵』二五卷八八頁c)、『賢愚經』卷一一(『正蔵』四卷四二六頁a)などにみえる。遺文中の説示に関しては、(18)(19)はいずれも成仏論の説示における用例である。

(18) 『守護国家論』(一二三頁)

常啼・班足・妙莊嚴・阿闍世等^ハ、奉^レテ^テ値^ヒ曇無竭・普明・耆婆・二子・夫人^ニ離^レタ^リ生^ス死^ヲ。此等^ハ皆大聖也。

(19) 『日妙聖人御書』(六四四頁) ↓ (10) 参照

(七) 儒童菩薩

釈尊が燃燈仏(定光仏)の世において菩薩行を修していた時の名。儒童菩薩が、瞿夷女より五〇〇の銀錢をもつて買い取つた蓮華を燃燈仏の前に散じたところ、空中に留まつて地に降らなかつた。そこで、儒童菩薩は、仏足を稽首せんとして皮衣をもつて地の泥濘を覆い、自らの髪を解いて地に敷き、仏をしてその上を踏み過ぎさせたという。これにより、儒童菩薩は、燃燈仏(定光仏)より未来成仏の授記を受けた。釈尊本生譚の中でも、「授記本生」の例として知られる。『太子瑞応本起經』卷上(『正蔵』三卷四七二頁c)にみえる。遺文では、(20)のみにみえ、釈尊の因行果徳について論じられるものである。

(20) 『如来滅後五五百歳始觀心本尊抄』(七〇七頁) ↓ (11) 参照

(八) 尚闍梨仙人

釈尊が過去世において、仙人として畜生を含めすべての衆生に慈悲を加えるという菩薩禪を修行していた時の名。尚闍梨仙人が一樹下にあつて第四禪を行じていた時、鳥がこれを木と思つて卵を産んだ。仙人は、禪より醒めて頭上に卵があることを知つたが、この場から立ち去ると、母鳥によつて抱かれない卵はいずれは壊死することを憂い、卵が孵化するまで待つてから立ち去つたという。『大智度論』卷一七(『正蔵』二五卷一八八頁a)にみえる。遺文では、(21)のみにみえ、日妙尼の成仏について教示したものである。

像法ノ末ト与ニ是ノ末法ノ初ニ全ク同シ。彼ノ不輕菩薩ハ初隨喜ノ人、日蓮ハ名字ノ凡夫也。

(26) 『法華取要抄』(八一六頁)

一閻浮提皆為ニ謗法ト了ス。為ニハ逆縁ニ但限ル妙法蓮花經ノ五字ニ耳。例ニ如シ不輕品ノ。我門弟ハ順縁、日本國ハ逆縁也。

(27) 『聖人知三世事』(八四三頁)

日蓮ハ是レ法華經ノ行者也。紹ニ繼スル不輕ノ跡ヲ之故ニ。輕毀スル人ハ頭破ニ七分ニ信スル者ハ福ヲ積マシ安明ニ。

(28) 『神国王御書』(八九〇〜八九一頁)

今日蓮は(中略)結句は二度の遠流、一度の頭に及ぶ。彼ノ大莊嚴仏の末法の四比丘並に六百八十万億那由佗の諸人が普事比丘一人をあだみしにも超へ、師子音王仏の末の勝意比丘ノ無量の弟子等が喜根比丘をせめしにも勝れり。覺徳比丘がせめられし、不輕菩薩が杖木をかをほりしも、限りあれば此にはよもすぎじとぞをばへ候。

(29) 『種種御振舞御書』(九六〇頁) ↓(8) 参照

(30) 『種種御振舞御書』(九七一頁)

あらうれしや。檀王は阿私仙人にせめられて法華經の功德を得給ヒキ。不輕菩薩は上慢の比丘等の杖にあたりて一乗の行者といはれ給ふ。

(31) 『一谷入道御書』(九九〇頁)

不輕菩薩は法華經の御ために多劫が間、罵詈毀辱杖木瓦礫にせめられき。今の釈迦仏に有ラズや。されば仏になる道は時によりてしなじなにかわりて行ずべきにや。

(32) 『撰時抄』(一〇四六〜一〇四七頁)

今は謗法を用いたるだに不思議なるに、まれまれ諫曉する人をかへりてあだをなす。一日二日・一月二月・一年二年ならず数年に及フ。彼の不輕菩薩の杖木の難に値ヒしにもすぐれ、覺徳比丘の殺害に及ヒしにもこえたり。

(33) 『清澄寺大衆中』(一一三四頁)

建長五年四(三)月二十八日、安房國ノ東条ノ郷清澄寺道善之房持仏堂の南面にして、淨円房と申ス者並に少々、大衆にこれを申しはじめ、其後二十余年が間退転なく申ス。或は所を追ヒ出され、或は流罪等、昔は聞く不輕菩薩の杖木等ヲ。今は見る日蓮が刀劍に當る事を。

(34) 『松野殿御消息』(一一四〇頁)

此經の文を見候へば、檀王と申せし王は千歳が間阿私仙人に責メつかはれ、身を牀となし給ふ。不輕菩薩と申せし僧は多年が間悪口罵詈せられ、刀杖瓦礫を蒙り、葉王菩薩と申せし菩薩は千二百年が間身をやき、七万二千歳ひぢ(臂)を焼キ給ふ。

(35) 『報恩抄』(一二三三七頁)

昔の不輕菩薩の杖木のせめも我身につみしられたり。覺徳比丘が歎喜仏の末の大難も、此には及ばじとをぼゆ。

(36) 『下山御消息』(一二三三一〜一二三三二頁)

加刀杖瓦石数数見擯出の文に任せて流罪せられ、刀のさきにかゝりなば、法華經一部よみまいらせたるにこそとおもひきりて、わざと不輕菩薩の如く、覺徳比丘の様に、竜樹菩薩・提婆菩薩・仏陀密多・師子尊者の如く弥ヨ強盛に申しはる。(中略)人身は受ゲがたくして破れやすし。過去遠々劫より由なき事には失ヒしかども、法華經のた

めに命をすてたる事はなし。我レ頸を刎_レられて師子尊者が絶_レたる跡を継ぎ、天台・伝教の功にも超へ、付法蔵の二十五人に一を加へて二十六人となり、不輕菩薩の行にも越へて、釈迦・多宝・十方の諸仏にいかがせんとなげかせまいらせんと思_レし故に(後略)。

(37) 『檀越某御返事』(一四九三頁)

今度ぞ三度になり候_フ。法華経もよも日蓮をばゆるき行者とわをぼせじ。(中略)雪山童子の跡ををひ、不輕菩薩の身になり候はん。(中略)願_フは法華経のゆへに国主にあだまれて今度生死をばなれ候ばや。

(38) 『種種物御消息』(一五三〇～一五三一頁)

此法門は当世日本国に一人もしり(知)て候人なし。ただ日蓮一人計_リにて候へば、此を知て申_サずは日蓮無間地獄に墮_テうかぶ(期)なかるべし。譬へばむほんの物をしりながら国主へ申さぬとが(失)あり。申せばかたき雨のごとし風のごとし。むほんのもののごとし。海賊山賊のもののごとし。かたがたしのびがたき事也。例せば威音王仏の末の不輕菩薩のごとし。歡喜仏のすえの覺徳比丘のごとし。

(39) 『上野殿御返事』(一六二二頁)

日蓮は法華経誹謗の国に生_レて威音王仏の末法の不輕菩薩のごとし。はた又歡喜増益仏の末の覺徳比丘の如し。王もにくみ民もあだむ。

(40) 『四条金吾殿御返事』(一六六八頁)

日蓮が心は全く如来の使にはあらず、凡夫なる故也。但_シ三類の大怨敵にあだまれて、二度の流難に値へば、如来の御使に似たり。心は三毒ふかく、一身凡夫にて候へども、口に南無妙法蓮華経と申_セば如来の使に似たり。過去を尋_メれば不輕菩薩に似たり。

(二〇) 須頭檀王

釈尊が過去因位において王であった時の名。過去世において、須頭檀王は求法のため国位を捨てて阿私仙人に随い、千歳の間奴僕となって師事・給仕し、その功德によって仏果を得たという。その時の阿私仙人は今の提婆達多であり、須頭檀王は今の釈尊であることが明かされる。『法華経』提婆達多品(『開結』三四三頁)にみえる。遺文中の引用は、主に成仏論の説示において用いられることが多い。

(41) 『日妙聖人御書』(六四四頁)

昔の須頭檀王は妙法蓮華経の五字の為に、千歳が間阿私仙人にせめつかはれ身を床となさせ給_ヒて、今の釈尊となり給_フ。

(42) 『種種御振舞御書』(九七一頁) ↓ (8) 参照

(43) 『松野殿御消息』(一一四〇頁) ↓ (34) 参照

(44) 『上野殿御返事』(一三一〇～一三一一頁)

今度法華経のために命をすつる事ならば、なにはをし(惜)かるべき。薬王菩薩は身を千二百歳が間やきつくして仏になり給_ヒ、檀王は千歳が間身をゆか(牀)となして今の釈迦仏といわれさせ給_フぞかし。

(一一) 雪山童子

釈尊が過去世に菩薩行を修した時の名。雪山大士・雪山婆羅門ともいう。昔、雪山に、

外道に通達してはいたが、仏法に対しては無知な童子がいた。童子が修行している時、大鬼神が現れ「諸行、無常ニシテ 是レ生滅ノ法ナリ」という偈を語った。童子は大いに悦んだが、その偈だけでは完全なものではなく、後文を説くようにと願ったが、鬼神は「飢えのため心乱れて説けない」と返答した。「何を食べるのか」と童子が聞くと「人間の血肉を食う」と答えた。童子は更に「自分の血肉を提供するから後文を説きたまへ」と請うたが鬼神は信用しなかった。そこで童子は「では、梵天・帝釈・日月・四天の前で誓う」とまでいったので、鬼神も信用し「生滅ヲ滅シ已テ 寂滅ヲ為ス樂ト」と説いた。童子は木や石にそれを書きつけ、遂には鬼神の口に身を投げ入れてしまった。ここにいう童子とは今の釈尊であり、鬼神は帝釈天であったという。施身聞偈の本生のひとつ。『大般涅槃經』卷一四(『正藏』一二卷四四九頁bく四五頁b)にみえる。なお、日蓮遺文中では(47)に『大般涅槃經』とほぼ同内容の詳細な解説がなされるが、『大般涅槃經』等からの直接的引用ではなく、雪山偈部分以外は、他の本生譚同様、取意引用であることが看取できる。遺文中では、身軽法重・死身弘法・忍難弘経の先例、受難・色説の説示、先聖の求法・行法と、末代の行者の求法・行法との比較など、その用例は多岐に亘る。

(45) 『守護国家論』(一一七く一一八頁)

而ルニ 自リ 近年一 予瞻ル 我不愛身命但惜無上道之文一 間、起シ 雪山・常啼之心一 命ヲ 替ヘ 大乘、流布ニ 吐テ 強言ニ 云ク、信ニ 選シ 集ラ 願ハシ 後世一 之人ハ 可レ 墮ス 無間地獄一。

(46) 『金吾殿御返事』(四五九頁) ↓ (4) 参照

(47) 『日妙聖人御書』(六四二く六四三頁)

昔雪山童子と申ス 人ありき。雪山と申ス 山にして、外道の法を通達せしかども、いまだ仏法をきかず。時に大鬼神ありき。説て云ク、諸行無常是生滅法等云云。只八字計リ を説て後をとかず。時ニ 雪山童子此八字をえて悦ビ きはまりなければども半バ 如意珠をえたるがごとく、花さきて菓ならざるにいたり。残の八字をきかんと申ス 時、大鬼神云ク、我数日が間飢饉して正念を乱ル。ゆへに後八字をときがたし。食をあたえよと云云。時ニ 童子問テ 云ク、なにをか食とする。鬼答テ 云ク、我は人のあたト かなる血肉なり。我飛行自在にして、須臾の間四天下を回たづぬれども、あたト かなる血肉得がたし。人をば天まほり給フ ゆへにとが(失)なければ殺害する事かたし等云云。童子云ク、我身を布施として彼の八字を習ヒ 伝ヘ んと云云。鬼神云ク、智恵甚だ賢し。我をやすかさんずらん。童子答テ 云ク、瓦礫に金銀をかへんに是をかえざるべしや。我徒に此山にして死しなば、鷓鴣虎狼に食はれて、一分の功德なかるべし。後の八字にかえなば糞を飯にかふるがごとし。鬼云ク、我いまだ信ぜず。童子云ク、証人あり。過去の仏もたて給ヒ し大梵天王・釈提桓因・日・月・四天も証人にたち給フ べし。此鬼神後の偈をとかんと申ス。童子身にきたる鹿の皮をぬいで座にしき、踞跪合掌して此座につき給ヘ と請す。大鬼神此座について説テ 云ク、生滅滅已寂滅為樂等云云。此偈を習ヒ 学して、若は木若は石等に書付けて、身を大鬼神の口になげいれ給フ。彼の童子は今の釈尊、彼の鬼神は今の帝釈なり。

(48) 『神国王御書』(八九二頁)

日蓮天に向ヒ 声をあげて申サ ぐ、法華経の序品を拝見し奉れば梵釈と日月と四天と竜王と阿修羅と二界八番の衆と無量の国土の諸神と集会し給ヒ たりし時、已今当に第一の説を聞し時、我とも雪山童子の如く身を供養し、葉王菩薩の如く臂をもやかんとをも

いに、教主釈尊・多宝・十方の諸仏の御前にして、今於^{ニテ}仏前^ニ自説^ク誓言^ヲと諫曉し給^ヒしかば、幸に順風を得て、如^ク世尊^ノ勅^ノ当^ニ具^ニ奉行^スと二処三会の衆一同に大音声を放^チて誓^ヒ給^ヒしはいかんが有^ルべき。

(49) 『兄弟鈔』(九二五頁) ↓ (16) 参照

(50) 『種種御振舞御書』(九六〇頁) ↓ (8) 参照

(51) 『妙一尼御前御返事』(一〇〇一頁)

故聖靈は法華經に命をすててを^ハしき。わづかの身命をさ^ゝえしところを、法華經のゆへにめされしは命をすつるに^アらずや。彼の雪山童子の半偈のために身をすて、薬王菩薩の臂をやき給^ヒは、彼^ハ聖人なり、火に水を入^ルがごとし。此^ハ凡夫なり、紙を火に入^ルがごとし。此をもつて案^スルに、聖靈は此功德あり。

(52) 『撰時抄』(一〇五九頁)

予が初心の時の存念は、伝教・弘法・慈覚・智証等の勅宣を給^ッて漢土にわたりし事の我不愛身命にあたる敷。玄奘三蔵の漢土より月氏に入^リしに六生が間身命をほろぼしし、これ等敷。雪山童子の半偈のために身をなげ、薬王菩薩の七万二千歳が間臂をやきし事敷。なんどもひしほどに、經文のごときんば此等には^アらず。

(53) 『忘持經事』(一一五〇頁) ↓ (9) 参照

(54) 『事理供養御書』(一二六二頁)

財あるも財なきも、命と申^ス財にすぎて候財は候はず。さればいにしへの聖人賢人と申^スは、命を仏にまいらせて^ハ仏には^ナり候なり。いわゆる雪山童子と申せし人は、身を鬼にまかせて八字をならへり。薬王菩薩と申せし人は、臂をやいて法華經に奉る。

(55) 『檀越某御返事』(一四九三頁) ↓ (37) 参照

(一一二) 善友太子

釈尊の過去世における太子の名。昔、波羅奈国の摩訶羅王に善友太子・悪友太子というふたりの兄弟がいた。兄の善友太子が如意宝珠をもっていたので、弟はそれを奪うために兄の眼を抜き取ってしまった。以来、兄弟は生々世々に敵となつて、一人は仏に、一人は地獄に堕ちてしまったという。その時の王とは、今の浄飯王、善友は釈尊、悪友は提婆達多であるとする。『大方便仏報恩經』卷四(『正蔵』三卷一四二頁c)にみえる。遺文では、

(56) において、成仏に関する説示中にみえる。

(56) 『兵衛志殿御返事』(一五〇六頁)

昔波羅捺国に摩訶羅王と申^ス大王をはしき。彼の大王に二の太子あり。所謂善友太子・悪友太子なり。善友太子の如意宝珠を持^チてを^ハせしかば、此をとらむがために、を^ト(弟)の悪友太子は兄の善友太子の眼をぬき給^ヒき。昔の大王は今の浄飯王、善友太子は今の釈迦仏、悪友太子は今の提婆達多此也。兄弟なれども、たからをあらそいて、世々生々にかたきとなりて、一人は仏なり、一人は無間地獄にあり。

(一二三) 仙豫国王

釈尊の本生譚で、大乘を誹謗する婆羅門を正法護持のために殺害した国王のこと。仙豫国王は、大乘經典を愛樂し布施精進に励んだが、その治世にひとりの婆羅門があつて大乘經典を誹謗した。国王は、護法のためにその婆羅門の断罪を命じたが、爾來、国王は墮獄

することがなかったという。『大般涅槃經』卷一一(『正藏』一二卷四三四頁c)にみえる。遺文においては、(57)(58)などにおいて『大般涅槃經』から直接引用して説示されている点など、取意引用の多い他の本生譚とは引用形態が異なることが指摘できる。なお(60)については、直接的には仙豫国王について触れたものではない。仙豫国王の本生は、内容的には、主に正法護持・謗法禁断の論拠として引かれる。

(57) 『守護国家論』(一一八頁)

第二ニ正ク出下サバ謗法ノ人ノ処ニ可ニ対治ス証文ヲ者。涅槃經(中略)第十二ニ云ク、我念ニ往昔、於テ閻浮提ニ作リ大國ノ王ト名ヲ曰ヒキ仙豫ト。愛ニ念シ敬ニ重シ大乘經典、其心純善ニシテ無レカリキ有ニルコト。僂惡嫉恪。乃至善男子我於ニ爾時ニ心ニ重シ大乘。聞ニ婆羅門ノ誹ニ謗スル方等、聞キ已リテ即時断ニシキ其命根。善男子以ニテ是因縁ニ從レリ是已來不レ隨ニ地獄ニ。

(58) 『立正安国論』(二二〇〜二二二頁、一四六九〜一四七〇頁)

我念ニ往昔、於テ閻浮提ニ作リ大國ノ王ト名ヲ曰ヒキ仙豫ト。愛ニ念シ敬ニ重シ大乘經典、其心純善ニシテ無レカリキ有ニルコト。僂惡嫉恪。善男子我於ニ爾時ニ心ニ重シ大乘。聞ニ婆羅門ノ誹ニ謗スル方等、聞キ已リテ即時断ニシキ其命根。善男子以ニテ是因縁ニ從レリ是已來不レ隨ニ地獄ニ。又云、如來昔為ニ國王ト行ニ善薩道ニ時、断ニ絶ニ爾所ノ婆羅門ノ命。

(59) 『金吾殿御返事』(四五九頁) ↓(4) 参照

(60) 『開目抄』(六〇五頁)

止觀ニ云ク、夫仏ニ両説アリ。一ニハ撰・二ニハ折。如ニ安樂行ニ不称長短トイフガ、是撰ノ義。大經ニ執ニ持シ刀杖ニ乃至斬トイフ首、是折ノ義。雖ニ与奪殊ニ途、俱ニ令ニ利益ニ等云云。(後略)

(61) 『智恵亡国御書』(一一三〇頁)

今の代の天台真言等の諸宗の僧等をやしなうは、外は善根とこそ見ゆれども、内は十悪五逆にもすぎたる大悪なり。しかれば代のをさまらん事は、大覺世尊の智恵のごとくなる智人世に有リて、仙豫国王のごとくなる賢王とよりあひて、一向に善根をとどめ。大悪をもて八宗の智人とをもうものを、或はせめ、或はながし、或はせ(施)をとどめ、或は頭をはねてこそ、代はずこしをさまるべきにて候へ。

(62) 『滝泉寺申状』(一六八二頁)

仙豫国王ハ閻浮第一ノ持戒之仁、具ニ足スル慈悲喜捨菩薩ノ位也。而モ又師範也。雖ニ然リト誹ニ謗スル法華經ヲ婆羅門五百人ヲ勿頭ス。依ニ其功德ニ登ニ妙覺位ニ。

(一四) 第十六王子

大通智勝仏が出家しないころに、一六人の王子があつた。大通智勝仏が開悟すると、一六人の王子は、そのもとで小乗教の四諦・十二因縁の教えを聞く。この教えをいくたびか聞くことによつて、一六人の王子達は出家して沙弥となり、大通智勝仏のもとで他の弟子達と共に修行する。そして、ようやく機熟したることを知つた大通智勝仏は、法華經を説くのである。この聞法によつて、一六人の菩薩沙弥は悟りを開き、東方に阿腴仏・須弥頂仏、東南方に師子音仏・師子相仏、南方に虚空住仏・常滅仏、西南方に帝相仏・梵相仏、西方に阿弥陀仏・度一切世間苦惱仏、西北方に多摩羅跋梅檀香神通仏・須弥相仏、北方に雲自在仏・雲自在王仏、東北方に壞一切世間怖畏仏として応現し、娑婆国土に第一六番目の王子が釈迦牟尼仏として仏になるのである。『法華經』化城喻品(『開結』二三四頁)

を譲り受けて、無量の衆生に衣食を施したという。『賢愚経』卷八（『正蔵』四卷四〇五頁 a）、『大智度論』卷一二（『正蔵』二五卷一五一頁 a）などにみえる。『大智度論』では、能施太子の行為を布施に精進を兼ねる例と釈す。遺文では、(66) (67) において、因果具足の成仏論の説示中に引かれる。

(66) 『日妙聖人御書』（六四四頁）↓ (10) 参照

(67) 『如来滅後五百歳始観心本尊抄』（七〇七頁）↓ (11) 参照

(二八) 因位名未詳（癩病人に触れる釈迦菩薩の因行）

昔、釈尊が菩薩行を積んでいた時、皮膚病に冒された人が、「自分は二十字の正法をもっている。もし自分をさすったり、抱いたり、舐めたりして、毎日、汝の身肉を三斤与えれば説こう」と言ったので、その通りにして「如来ハ証ニ涅槃ヲ 永ク断ニシタマフ於生死ヲ 若シ有ラバ至心ニ聴クコト 当レ得ニ無量ノ樂ヲ」の二十字を得て仏となったという。『大般涅槃経』卷二〇『正蔵』一二卷四九七頁 a、b) にみえる。遺文では、(68) (69) において、因果具足の成仏論の説示中に引かれる。

(68) 『開目抄』（六〇九頁）↓ (6) 参照

(69) 『日妙聖人御書』（六四二頁）

昔、釈迦菩薩仏法を求め給き。癩人あり。此人にむかつて我れ正法を持てり。其字二十なり。我癩病をさすり、いだし、ねぶり、日に両三斤の肉をあたへば説クべしと云フ。

彼が申スことくして、二十字を得て仏になり給フ。所謂如来 証ニ涅槃ヲ 永ク断ニシタマフ於生死ヲ。若シ有ラバ至心ニ聴クコト 当レ得ニ無量ノ樂ヲ等云云。

このほか、日蓮遺文中の本生譚に関しては、真蹟こそ現存しないものの、『起世経』卷一〇（『正蔵』一卷三六三頁 a）、『中阿含経』卷一一（『正蔵』一卷四九四頁 b）、『頂生王因縁経』卷一（『正蔵』三卷三九三頁 a）等にも見える頂生王が、『呵責謗法滅罪鈔』（七八二頁）に、『悲華経』卷二（『正蔵』三卷一七四頁 c）にも見える宝海梵士が、『浄蓮房御書』（二〇七六頁）、『松野殿御消息』（一二七七頁）に、『賢愚経』卷一（『正蔵』四卷三五〇頁 a）、『大乘同性経』卷上（『正蔵』一六卷六四〇頁 c）等にも見える楞伽王が、『一念三千理事』（七九頁）にそれぞれ確認される。

三、日蓮聖人における釈尊本生譚引用の特色

日蓮聖人の釈尊本生譚の用例を整理すると、以下のような特色があることが指摘できる。

(a) 成仏に関する説示

日蓮遺文中に引かれる本生譚のほとんどが、釈尊の因行、すなわち釈尊が成仏の果徳を得るにあたって修した因位の菩薩行について説示するものである。以下の (b) (c) (e) にみられる本生譚受容の特色においても、この基本姿勢は変わらない。ここで、特に成仏論との関連に主眼をおいて、その因行が論じられるものに限ってみても、(1) (6) (7) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (17) (18) (19) (20) (21) (24) (31) (34) (37) (41) (43) (44) (47) (56) (62) (64) (65) (66) (67) (68) (69) など、数多くの遺文に散見される。

特に、(7) (10) (24) (41) (47) (64) (69) など多様な本生譚をもって譬説される『日妙聖人御書』の例では、樂法梵士・釈迦菩薩(二種)・雪山童子・藥王菩薩・常不輕菩薩・須頭檀王の七聖の求法、および薩券王子(布施)・尸毘王(布施)・須陀摩王(持戒)・忍辱仙人(忍辱)・能施太子(布施・精進)・尚闍梨仙人(禪定)等に代表される六度因行(但し、「智慧」については未説であるので「等」の中に収めるか)を示し、これら先聖の因行、総じて釈尊(但し、嚴密には釈尊の本生譚ではない藥王菩薩の例は除くべきか)の因行果徳が妙の一字に具足することを明かしている。この教義は、本書に先んじて執筆されている『開目抄』の妙義釈(五七〇頁)を受けものである。また翌年に著される『觀心本尊抄』の妙義釈ならびに受持讓与段(七一頁)に直結するものである。

(b) 求法・行法の比較

先聖の求法・行法と、末代の行者(あるいは日蓮聖人自身)の求法・行法との比較を論ずるものとして、(6) (8) (9) (18) (23) (25) (26) (28) (30) (32) (33) (35) (36) (42) (50) (51) (53) などがある。また、これと関連して、先聖と末代の行者との求法・行法の比較においては(6) (8) などのように、智顛の「適時而已」や灌頂の「取捨得宜不可一向」の文を併記することが多い。また、先述した『日妙聖人御書』では、七聖と末代女人の行法を比較し、「取捨得宜不可一向」の文を挙げて、妙法五字の受持を勧めている。

(c) 身軽法重・死身弘法・忍難弘経の先例

(4) (8) (27) (29) (37) (45) (46) (50) (52) (54) (55)。
(4) の常不輕菩薩の引例などのように、仏の本生譚以外にも藥王菩薩などの本事因縁譚が引かれる場合があるが本稿の考察は釈尊本生譚に限るので菩薩本事は対象外とする。

(d) 受難・色説の説示

(22) (38) (39) (40)。

(e) 正法護持・謗法禁断の論拠

(2) (3) (4) (5) の事例では、有徳王の故事をあげ、正法護持のための国家の介入の必要性を説く。ここでは、釈尊の因行に主眼がおかれるのではない点、他の本生譚受容とは異なる点として指摘できる。また、(4) (57) (58) (59) (61) (62) には、仙豫国王の故事をあげ、正法外護者は、正法護持のためには、たとえ刀杖を執持しても謗法を根絶すべきことの論拠としている。

(f) 授記本生の説示

(20) の儒童菩薩の一例のみ。

(g) その他

(16) (48) (49) (63)。

四、釈尊本生譚の典拠について

日蓮遺文中における本生譚の典拠については、原典からの直接的引用の事例は少なく、ほとんどが取意引用となっていることを指摘できる。長文の解説がなされる(47) 所説の雪山童子についても、典拠となる『大般涅槃經』と同一の語句をいくつか使用してはいる

ものの、全体は經典からの厳密な引用ではなく、取意引用となっている。あるいは、他の文献によった可能性も否定できないが、恐らくは当時の僧侶の教養的知識として既知の事柄であったものと推察される。

ただし、仏典からの引用が皆無というわけではない。(2)(3)の有徳王、(57)(58)にみられる仙豫国王の例などでは、『大般涅槃經』の文をほぼ引用している。これら文言の引用にあたっては、手近に披見できる原典があったか、抄出した備忘録のようなものが存在していたことを想起させる。

なお、こうした典拠となつたであろう經典の分析は、他の遺文中あるいは『注法華經』等にも同様の文献からの引用が確認できるかなどについて考察することで、日蓮聖人の学問的環境を知る手がかりとなる。たとえば、『法華經』『大般涅槃經』『大智度論』等の披見は疑う余地はないが、『菩薩本生鬘論』『菩薩本行經』『賢愚經』『大方便仏報恩經』『六度集經』等は、他の遺文類にも本生譚以外に種々多様な引用・断章あるいは取意引用がみられるか確認を要するわけであるが、これについては機会を改めて考察を試みたい。

五、撰折論と本生譚

さて先述のように、日蓮聖人の本生譚受容の特色として(a)～(g)の種々相があげられるわけであるが、特に(b)(c)(d)など、末法における弘法・弘経と、先聖のそれとの比較について論じる際に看過できない事柄がある。すなわち、(九)に取り上げた常不軽菩薩の故事について、これを折伏の模範とするか否かについての問題である。争点のひとつである『開目抄』(六〇六頁)の「無智悪人の国土に充滿の時は撰受を前とす。安樂行品のごとし。邪智謗法の者多キ時は折伏を前とす。常不軽品のごとし」の一節に関して、今成元昭氏は「常不軽品のごとし」の語は後に加筆・改竄されたものであることを指摘し、また常不軽菩薩の但行礼拜は折伏行ではないばかりか、日蓮聖人の行軌も折伏ではないとする主張する。更に、『大般涅槃經』卷三(『正藏』一二卷三八四頁a)の執持刀杖論および『観心本尊抄』(七一九頁)の「此四菩薩、現ニ折伏時ハ成テ賢王ト誠ニ責シ愚王ヲ、行ニ撰受時ハ成テ僧ト弘ニ持テ正法ヲ」の会通にもとづき、本来、折伏とは、出家者が自ら行うものではなく、出家者の宗教的真価に信伏した為政者や諸天善神・諸菩薩らが、それぞれの威力によって邪法の徒に懲罰(調伏・降伏)を与えるというかたちで存在するものであると主張する。

いま、ここで本稿の考察をもとに、これら一々の問題について検討を試みると、以下の通りとなる。

(i) 「常不軽品のごとし」の存否について

『開目抄』『常不軽品のごとし』の字句の存否については、本書は既に焼失しており、その内容は写本によってのみしか復元できない。『開目抄』全編の写本が残っているもののなかで最古の文献となる祖滅一三四年成立の日存写本(尼崎本興寺蔵)には、「常不軽品のごとし」の文はない。また、現存最古の写本録内御書といわれる祖滅一六一年成立の平賀本録内御書(平賀本土寺蔵)には「如常不軽品」との記述があることが指摘される。「と」は、異本または異筆の意味と思われる。その後の『開目抄』写本には、表記こそ異なるが、多くに「常不軽品のごとし」の語がみえる。重要なのは日存本・平賀本の存在で、これらの事例から、真蹟の『開目抄』には「常不軽

品のごとし」の語はなかった可能性も考えられる。

(ii) 「国」と「機」について

「常不軽品のごとし」の語がなかったことを前提として、今一度『開目抄』の「無智悪人の国土に充滿の時は撰受を前とす。安樂行品のごとし。邪智謗法の者多き時は折伏を前とす」の一節に着目したい。これは、「無智悪人」の国には「撰受」が、「邪智謗法」の国には「折伏」がまず第一にあるという意味でとらえることができる。すると、日蓮聖人は、当時の日本国を「無智悪人」と「邪智謗法」のどちらと認識していたのか、ということが問題となるが、『法門可被申様之事』（四四六頁）の「日本国当世は国一同に不孝謗法の国なるべし」の文をはじめ、『報恩抄』（二二二二頁）、『諫曉八幡抄』（一八三四頁）に日蓮聖人は日本国を「謗法」の国と認識していたことが知られる。謗法の国、逆縁の機に対して常不軽菩薩品の但行礼拝と同様の行軌が求められることは、(26)『法華取要抄』の文からも明らかで、『開目抄』の「邪智謗法の者多き時は折伏」の文と併せみると、折伏の在り方は忍難弘経を専らとする不軽品のごとしという解釈になる。

さらにまた、『寺泊御書』（五一四頁）に、「或人云々、如^ニ勸持品^ノ者深位ノ菩薩義也。違^ニ安樂行品^ニ」とみえる一節も注目すべきである。門弟等から、日蓮聖人の行法は忍難弘経を説いた勸持品のごときであり、安樂行品にたがいすると指摘されているのである。不軽品という記述こそないが、門弟等の間では、日蓮聖人の言動は「勸持品のごとし」という認識があったことを示す資料といえよう。また、同時に日蓮聖人の言動は、「安樂行品」とも違うということがほのめかされている。これを『開目抄』の「撰受を前とす。安樂行品のごとし」の記述と重ね合わせれば、逆縁にたいする弘経の姿勢は撰受ではないということになる。更に、(23)『寺泊御書』の文と照らし合わせれば、勸持品と不軽品とは「時」の先後の違いこそあれ、忍難弘経という行法が示されている点では等価値であると看取できる。

このように、『開目抄』の「不軽品のごとし」の文言は、存在しなかったかも知れないが、文脈の中に説かれていることは他の遺文との照合から明らかである。問題は、その不軽品にもとづいた「折伏」なるものが、日蓮聖人においていかに定義されているかである。

(iii) 折伏の主体と客体について

誰が誰に対して折伏を行うかという主体と客体の相違については、日蓮遺文中には明確な回答は見出せない。このうち、客体に関しては、逆縁・謗法の徒であることは遺文中の記述を整理することで、ある程度推察できるが、問題は主体が誰であるか、なのである。日蓮聖人が折伏の定義を明確にしていることも、解釈を困難にしている。今成元昭氏が主張するように、折伏とは、行者が謗者に対して直接に断行するのではなく、仏天が行者守護と謗法治罰の目的のために行うという解釈は説得力がある。『観心本尊抄』（七一九頁）の「此四菩薩、現^{ズル}折伏^ヲ時^ハ成^テ賢王^ト誠^シ責^シ愚王^ヲ」の「四菩薩」も、法華経を信ずる末代幼稚の者を守護する本化の菩薩衆の意で用いられている。「折伏」には「行ずる」ではなく「現ずる」との表現が使われていることも重要である。これについては、(61)『智恵亡国御書』等の説示も看過できない。

日蓮聖人自身が本化上行の再誕であるという自覚は、『南条兵衛七郎殿御書』（三二二

六頁)を初見とするものの、その後、龍口法難・佐渡流罪を体験した後、著された『開目抄』において、改めて自問自答を繰り返していることから自明の通り、まだ佐渡在島中の日蓮聖人の中では確証が得られない状態であったと思われる。やはり、佐渡流罪赦免あるいは他国侵逼難の的中等によって、日蓮聖人が法華経行者たることを証明する現証が現れはじめてから、その自覚を強く主張してゆくところとなるのである。よって、『観心本尊抄』述作の頃は、まだ本化の四菩薩が日蓮聖人にかわって折伏を現じてくれるものと表現しているのであろうか。

以上のように、末法の時・謗法の国・逆縁の機に対する日蓮聖人の弘経法は、常不軽菩薩品あるいは勸持品のごとく忍難弘経を正意とすることは間違いない。また、末法の時・謗法の国・逆縁の機に対しては「折伏」によって、衆生を正法に目覚めさせることが肝要であることも変わりはない。さらに、(26)『法華取要抄』にも示されるように、日蓮聖人においては、撰受・折伏どちらか一方を正意とするのではなく、順縁には撰受が行ぜられ、逆縁には折伏が現ぜられるという二面性をもっていたことは明らかである。日蓮聖人に折伏の理論がなかったのではなく、重要な教義として明らかに存するわけで、しかもそれは末法の時・謗法の国・逆縁の機に対しては当然の処方であったのである。ただし、その在り方が、行者自ら手を下すものなのか、仏天が行者を守護するために謗者に断行するものなのか、という点において従来より解釈の相違がみられるのである。

六、むすびにかえて

以上、雑駁ではあるが、日蓮遺文にみる釈尊本生譚の受容について検討した。

本稿では、遺文中の用例を確認し、本生譚受容の特色を整理したにとどまったが、日蓮聖人は本生譚を実に多面的に活用していることが明らかとなった。特に、求法あるいは弘法の先例として引くことが多く、その特色を見出すことができる。

また、これと関連して、常不軽菩薩や仙豫国王など、撰折論に関わる重要な本生譚についても小考を加えたが、撰折論については、日蓮聖人の明白な定義がなく、遺文中のわずかな説示からでは断定的結論を導き出しにくい点もあり、今後更なる検討を要するところである。

なお、本稿執筆にあたり御教示を賜った今成元昭氏対し、甚深の謝意を表したい。

註

(1) 『観心本尊抄』七〇七頁参照。

(2) なお、これに対して、仏弟子・菩薩などの過去世の因縁を説くものを本事(伊帝目多伽)という。

(3) 高森大乘稿「法華七喻と日蓮聖人の末法救済論―三車火宅喻と良医治子喻の解釈を中心に―」『仏教学論集』二三号所載、一九九九年。

(4) 今成元昭稿「教団における偽書の生成と展開―日蓮の場合」『仏教文学』二九号、二〇〇五年三月、他。氏は、特に密教では、明王は折伏門に住し、菩薩は撰受門に住すること(『密教大辞典』法蔵館他)に着目し、菩薩として仏道を行ずる者の弘経法は、撰受以外にないことを主張。折伏は行者が謗者に直接的に行うのではなく、行者守護の仏天が謗法治罰のために行うという解釈を提示する。そして、日蓮聖人在世中におこった正嘉の大地震、文永の大彗星、二月騒動、蒙古襲来こそが、まさにこの折伏の現証であると解釈する。

(5) 庵谷行亨稿「日蓮聖人における撰受と折伏について」『現代宗教研究』三八号、二〇〇四年三月、他。庵谷行亨氏は、多くの遺文写本が示すように、「常不輕品のごとし」の文はあった可能性が高いことを指摘する。しかしながら、逆の事実を示す日存上人写本・平賀本録内御書の存在は看過できない。

(6) 『観心本尊抄』末文「天晴地明段」にも、末代幼稚の信者に対しては「四大菩薩_ノ守_ニ護_ス此人_一」との表現あり。